

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小椋正清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)
地域名 (地域内農業集落名)	石塔一区 (石塔町一区)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

- 農家戸数12戸、農地面積45.7ha、水稻約34ha、小麦15ha、大豆or輸出米15haを作付している
- 農地を引き受ける意向のある認定農業者は1名、認定新規就農者は1名
- 担い手が利用する農地が地域内に点在しており、集約化が必要。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- 稲作地帯であり、適地適作を基本理念とした農地の有効利用を考え、水稻を中心に、麦、大豆の3点セット体系に取り組む。
- 水稻は疎植栽培による、効率的な生産を図る。
- 認定農業者及び認定新規就農者に農地集約化を進めつつ、地域内外から農業を担う者を募り、さらに安定した経営を目指す。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

本「地域計画」を元に、耕作者、地権者含め地域一体で話し合い、集約化に向けて調整する。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体を農地バンクに貸し付け、担い手への経営意向を踏まえ、段階的に集約化する。その際中間管理機構の相談員と調整し、所有者の貸付意向時期に配慮する。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

畦畔ブロックの撤去・暗渠排水等の基盤整備を令和10年までに計画する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

担い手を中心とした経営体の育成を、県、市及びJAと連携し取り組んでいく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

必要に応じて乗用管理機による薬剤散布を、〇〇〇〇、〇〇〇〇へ委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域の鳥獣被害防止対策として、年一回侵入防止柵の点検、整備を地域住民にて行う

⑦農地・水保全管理支払交付金を活用し、農地、水路の保全に取り組む